第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。い」を「若しくは客室に施錠をし、又は客にこれらの行為をさせない」に改め、同号を同条する旅館業の用に供するもの」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「に施錠をしな法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて同法第二条第一項に規定部がホテル又は旅館の通常客の宿泊に供される室を兼ねる場合における当該室」を「旅館業

一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。め、同条第二号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第四号中「第二条第は第八号」を「第二条第一項第四号又は第五号」に、「事項を遵守する」を「事項の」に改第九条の見出し中「行為の制限」を「遵守事項」に改め、同条中「第二条第一項第七号又

第十条第一項を次のように改める。

なす。)の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。て十六歳未満(中学校を卒業した者であつて十六歳未満の者は、十六歳に達したものとみ法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時後午後十時前の時間におい

「第三条第一項第二号」を「第四条第二号」に改め、同項第三号を削る。第十条第二項第一号中「第三条第一項第一号」を「第四条第一号」に改め、同項第二号中

第十一条中「。以下同じ」を削る。

第十二条中「、法第二十八条第一項に規定するほか」を削る。

る。該各号に定める地域にあつては、午前一時から日出時までの時間)」を削り、同条各号を削る」を「に規定する」に、「除く」を「いう」に改め、「(次の各号に掲げる日における当第十三条中「法第二条第六項第四号の営業及び」を削り、「の国家公安委員会規則で定め

を「おいては、これを」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。第十七条を第二十一条とし、第十六条中「おいては」を「おいて」に、「おいてこれを」

(風俗環境保全協議会を設置する地域)

おいて飲食店営業を営む者に係る」を加え、同条を第十八条とする。え、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「定める」の下に「深夜に第十五条第一項中「で定める」の下に「深夜において飲食店営業を営む者に係る」を加て条例で定める地域は、第五条又は第十五条本文の公安委員会規則で定める地域とする。第二十条 法第三十八条の四第一項の特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域とし

法」を「及び」に改め、同条の次に次の三条を加える。第十四条中「法第三十一条の八第一項、法」を「第三十一条の八第一項、」に、「及び、第十四条中「法第三十一条の八第一項、」に、「及び、

(特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域)

し、児童福祉施設(公安委員会規則で定めるものを除く。)又は病院若しくは診療所の敷第八条第一項第一号に規定する商業地域のうち公安委員会規則で定める地域とする。ただ営業の営業所の設置が許容される地域として条例で定める地域は、宇都宮市の都市計画法第十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の特定遊興飲食店

地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲から百メートルを超えない 範囲内において公安委員会規則で定める距離以内の地域を除く。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する数値)

- 第十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める特定遊興飲食 店営業者の深夜における営業に係る騒音に係る数値は、第七条第一項の表の上欄に掲げる 地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。
- 2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める特定遊興飲食店営業 者の深夜における営業に係る振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

- 第十七条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 営業所において卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの 行為をさせないこと。
 - ご客の求めない飲食物を提供しないこと。
 - 三」営業中は、営業所の出入口若しくは客室に施錠をし、又は客にこれらの行為をさせな これか。
 - 回 営業所において法第二条第六項各号の営業を営み、又は営ませないこと。
 - 五 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。
 - 大 営業所において賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又 は客にこれらの行為をさせないこと。
 - 七 午後六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせ るときは、保護者の同伴を求めること。

(栃木県警察関係手数料条例の一部改正)

第二条 栃木県警察関係手数料条例(平成十二年栃木県条例第十二号)の一部を次のように攻 正する。

第二条第一項の表に次のように加える。

十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部一次に掲げる当該審査 を改正する法律(平成二十七年法律第四十五号。以下この表に おいて「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により改一 正法の施行前においても行うことができることとされる改正法 第二条の規定による改正後の法(以下この表において「新法」 という。)第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店 営業の許可の申請に対する審査

の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 (当該申請を行う者 が同時に他の新法第 111+14(611+116 規定に基づく許可の 申請を行う場合にお ける当該他の同条の 規定に基づく許可の 申請に係る審査に

いても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三

あっては、それぞれ 当該金額から八千円 を滅じた金額) 一 三月以内の期間 を限って営む新法 第三十一条の二十 二の規定に基づく 特定遊興飲食店営 業の許可の申請に 係る審査 一万四 **于円(新法第三十** 一条の二十三にお いて準用する新法 第四条第三項の規 定が適用される営 業所につき当該申 請を行う場合にお ける当該申請に係 る審査にあって は、二万八百円) 二 その他の審査 二万四千円(新法 第三十一条の二十 三において準用す る新法第四条第三 項の規定が適用さ れる営業所につき 新法第三十一条の 二十二の規定に基 づく許可の申請を 行う場合における 当該申請に係る審 査にあっては、三 万八百円) 十三 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前にお一千百円

| において準用する新法第五条第四項の規定に基づく許可証の再 | |
|--|----------------|
| <u> </u> | |
| 十四 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前にお | 十 国 四 日 |
| いても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三 | |
| において準用する新法第九条第四項の規定に基づく許可証の書 | |
| 換え | |
| 十五 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前にお | 八千六百円(当該由 |
| いても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三 | 請を行う者が同時に |
| において準用する新法第七条第一項の規定に基づく特定遊興飲 | 他の新法第三十一条 |
| 食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査 | の二十三において進 |
| | 用する新法第七条第 |
| | 一項の規定に基づく |
| | 承認の申請を行う場 |
| | 合における当該他の |
| | 同項の規定に基づく |
| | 承認の申請に係る案 |
| | 査にあっては、三子 |
| | 八百円) |
| 十六 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前にお | 一万千円(当該申請 |
| いても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三 | を行う者が同時に他 |
| において準用する新法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊 | の新法第三十一条の |
| 興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査 | 二十三において準用 |
| | する新法第七条の一 |
| | 第一項の規定に基づ |
| | く承認の申請を行う |
| | 場合における当該的 |
| | の同項の規定に基づ |
| | く承認の申請に係る |
| | 審査にあっては、二 |
| | 十川 |
| 十七 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前にお | 一万千円(当該申請 |
| いても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三 | を行う者が同時に他 |
| において準用する新法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊 | の新法第三十一条の |
| 興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査し、い、当月、スポング・ | 二十三において準用 |
| | する解法第七条の二 |
| | 第一項の規定に基づて、 |
| | |

| | く承認の申請を行う |
|-------------------------------|-----------|
| | 場合における当該他 |
| | の同項の規定に基づ |
| | く承認の申請に係る |
| | 審査にあっては、三 |
| | 十川恒田) |
| 十八 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前にお | 九千九百円 |
| いても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三 | |
| において準用する新法第九条第一項の規定に基づく営業所の構 | |
| 造又は設備の変更の承認の申請に対する審査 | |
| 十九 改正法附則第二条第一項の規定により改正法の施行前にお | 講習一時間につき六 |
| いても行うことができることとされる新法第三十一条の二十三 | |
| において準用する新法第二十四条第六項の規定に基づく営業所 | |
| の管理者に対する講習 | |

第三条 栃木県警察関係手数料条例の一部を次のように改正する。

する審査項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対す九、 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一

する法第十条の二第二十三において準用他の法第三十一条の講を行う者が同時に一万三千円(当該申

| | 一項の規定に基づく |
|-------------------------------|-----------|
| | 認定の申請を行う場 |
| | 合における当該他の |
| | 同項の規定に基づく |
| | 認定の申請に係る審 |
| | 査にあっては、一万 |
| | E) |
| 二十 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五 | 十加田 |
| 項の規定に基づく認定証の再交付 | |

一の項心から闫までの規定中「第七条」を「第八条」に改める。第二条第二項の表一の項回1回中「第十条の二」を「第十四条」に改め、同条第三項の表

(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)

改正する。 第四条 栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように

714 }- 70

第二十二条第五項中「同項第八号」を「同項第五号」に改める。

る。第二十七条第一項及び第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め

第四十六条第二号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第一号」に改める。

密 副

二十三日から施行する。こ十三日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年三月この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年三月

(警察本部生活安全企画課)

栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十日

栃木県知事 福 田 富 一

杷木 是 未 是 未 是 未 引 的 是 , 是 不 明 未 的 的 。

栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例

止する。栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成二十一年栃木県条例第四十一号)は、廃

室 宝

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第八号

栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例

止する。栃木県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成二十一年栃木県条例第四十二号)は、廃

室 三

この条例は、公布の日から施行する。

(高虧対策課)